

国民健康保険事業勘定特別会計

国民健康保険事業勘定特別会計

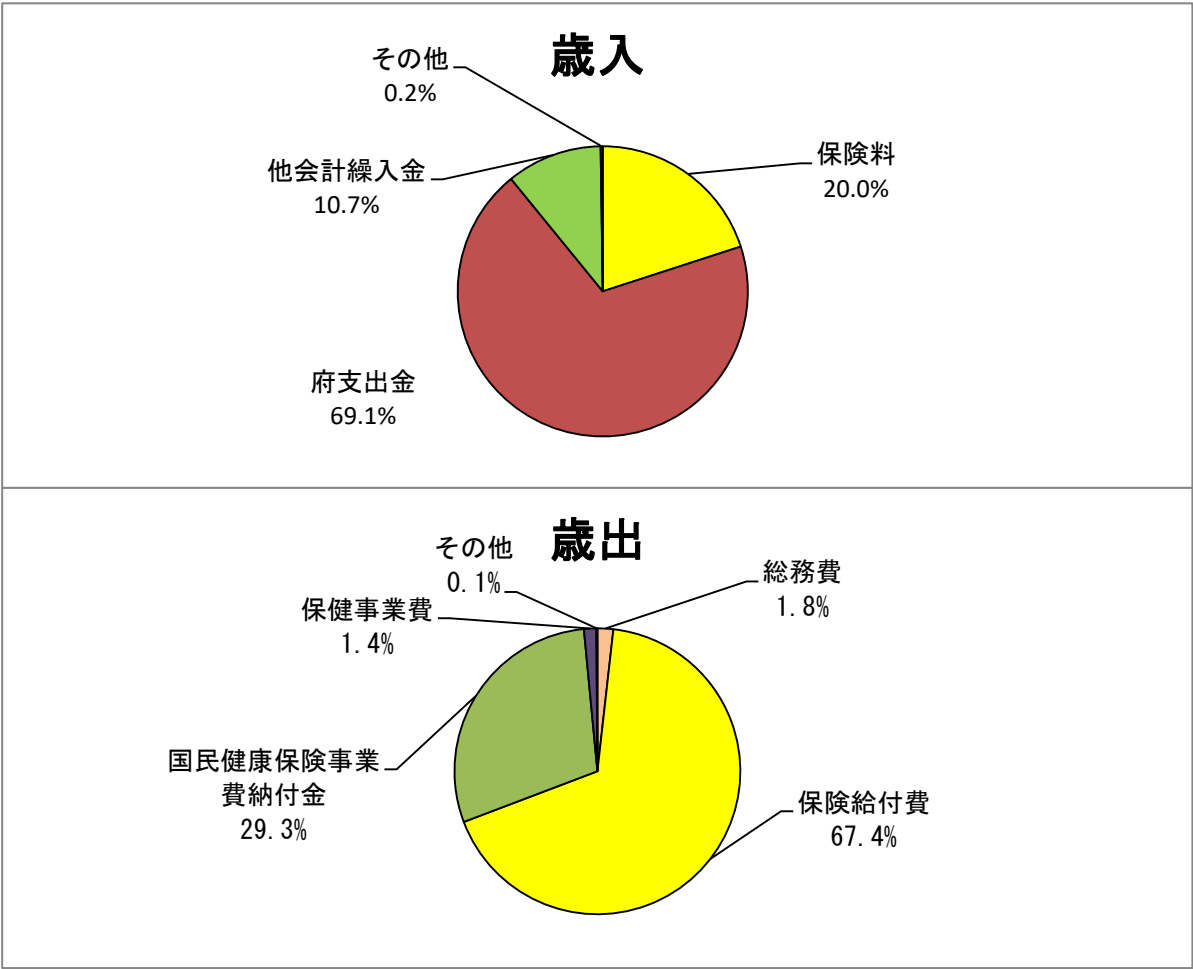
全ての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険体制が昭和36年4月に確立されて以来、国民健康保険は地域医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献し、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く状況は、加入構造上、高齢者や低所得者の占める割合が高く、他の医療保険制度に比べ財政基盤が極めて脆弱な状態にある。このような状況の中、国において国民皆保険を将来的に持続させるために必要となる国民健康保険制度の改革が議論され、国・都道府県・市町村の適切な役割分担について検討が行われた結果、国民健康保険の運営を都道府県及び市町村が共同で行うことを基本とし、医療保険制度における財政基盤の安定化、保険者負担の公平化を目的として、平成27年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、平成30年4月から実施された。

新たな制度では、都道府県が国民健康保険の財政運営に係る責任主体を担うこととなった。市町村は資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなり、制度の抜本的改革にあわせて各種事業の整理・検討を進めつつ、保険者として効率的かつ安定的な制度運営を求められている。

そのため、保険料の適正な賦課を行うとともに、保険料の収納率向上対策、医療給付の適正化、特定健康診査等の保健事業の充実、府支出金の確保等により、安定的な財政運営を図り、より一層の健全財政を維持していくため次の施策を講じた。

<財 政 状 況>



1. 資格給付管理業務

河内長野市国民健康保険に新規加入した場合や保険証の再発行等の届出があった場合、有効期限が終了した被保険者証の更新等に際して、被保険者証を22,895件、資格確認書を810件、資格情報のお知らせを519件発行した。また、70歳以上の被保険者に対して、高齢受給者証を7,709件発行した。さらに、被保険者からの申請により、限度額適用認定証等を、69歳以下の被保険者に対して、1,062件、70歳以上の被保険者に対して、396件発行した。

※資格確認書・資格情報のお知らせ

令和6年12月2日から従来の保険証が廃止されたことにより、健康保険証のマイナンバーカード利用登録を行っている者には「資格情報のお知らせ」、利用登録を行っていない者には「資格確認書」が発行されることとなった。

(1) 国民健康保険被保険者数及び世帯数（令和7年3月末）

① 被保険者数

総計	(再掲) 未就学児	(再掲) 介護保険第2号被保険者	(再掲) 前期高齢者
18,680人 (前年度末比 ▲1,257人 ▲6.3%)	359人	5,708人	9,353人

② 世帯数 12,797世帯（前年度末比 ▲677世帯 ▲5.0%）

(2) 国民健康保険証等・高齢受給者証・限度額認定証等発行数

被保険者証	資格確認書	高齢受給者証	
22, 895件	810件	3割負担	510件
		2割負担	7, 199件
		合計	7, 709件
資格情報のお知らせ			
負担割合記載なし	445件		
3割負担	3件		
2割負担	71件		
合計	519件		

	限度額適用認定証等（69歳以下）		限度額適用認定証等（70歳以上）	
区分	ア	4件	現役並みⅡ	5件
	イ	8件	現役並みⅠ	30件
	ウ	70件	低所得者Ⅱ	253件
	エ	380件	低所得者Ⅰ	108件
	オ	600件		
合計		1,062件		396件

また、委託事業として、令和３年３月から窓口等アウトソーシング業務を開始した。
委託先：㈱日本旅行大阪法人営業統括部 委託料 42,692,100 円

２．賦課徴収事業

平成３０年度から府が財政運営の責任主体となり、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、府内の保険料率が統一された。令和６年度は令和５年度までの激変緩和期間が終了し、府内統一基準の保険料を適正に賦課するとともに、保険料の収納率向上対策を実施した。

（１）保険料の適正賦課及び徴収

保険料は、国民健康保険事業において財源の根幹を成す重要な財源であり、加入者の公平負担に努めるとともに、適正な算定及び賦課、徴収を行った。

＜現年度分＞

区 分	調定額	収納額（還付未済額除く）	収納率
一般被保険者分	2,321,902,529 円	2,232,701,097 円	96.16%

＜過年度分＞

区 分	調定額	収納額（還付未済額除く）	収納率
一般被保険者分	168,727,212 円	55,877,275 円	33.12%

※令和６年度から退職被保険者制度が廃止されたため、退職被保険者分は一般被保険者分と合算した。

（２）保険料の軽減・減免

政令に基づく保険料の軽減と非自発的失業者に対する軽減及び所得が減少した世帯等に対して減免を行った。

	政 令 軽 減	非自発的失業軽減	条 例 減 免
世帯数	9,283 世帯	212 世帯	499 世帯
金 額	575,806,938 円	26,090,358 円	41,369,586 円
	未就学児軽減	産前産後保険料免除	
世帯数	367 世帯	37 世帯	
金 額	6,457,519 円	649,591 円	

※条例減免には災害・旧被扶養者減免を含む。

（３）収納率の向上対策

加入世帯に対し納付通知書への同封物等により保険料の納期限内納付を勧奨するとともに、キャッシュカードがあれば市役所内で銀行口座振替の手続きが完了するペイジー口座振替受付サービスを活用して加入手続き等による来庁の機会に口座振替による納付の勧奨を行った。コンビニエンスストアでの収納実施に加え、スマートフォン決済アプリへの対応を順次拡大し、場所と時間を問わない納付機会を提供することで、市民サービスと収納率の向上を図った。

滞納対策として日常的な電話催告や戸別訪問等を実施するほか、特別収納対策として年間事業計画等に基づき平日夜間の電話催告・戸別訪問及び休日における臨時窓口開設等を実施し、滞納者に対する納付相談等を行うことにより滞納保険料の早期収納に努めた。

さらに、滞納者に対しては金融機関等への資産調査を実施して納付資力の有無を判断し、納付資力を有する場合には財産差押等の滞納処分を行った。

＜市役所及び金融機関等の窓口納付以外の方法による納付状況＞

	取扱件数	取扱金額
口座振替	33,330 件	820,826,376 円
年金特別徴収	15,017 件	291,937,475 円
コンビニエンスストア	27,111 件	544,327,554 円
スマートフォン決済アプリ	5,160 件	112,508,490 円

3. 保険給付費

被保険者が保険医療機関で受診などした場合に、法律及び条例に基づく医療費の給付を行った。また、被保険者が出産した場合や亡くなった場合に、条例に基づき出産育児一時金や葬祭費の支給を行った。

区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	給付額 (円)
一般被保険者療養給付費	369,816	8,898,224,294	6,597,715,812
一般被保険者療養費	12,412	110,046,668	80,893,814
一般被保険者高額療養費	17,955		991,334,241
審査支払手数料	384,637		18,419,143
出産育児一時金 (※)	30		15,667,459
葬祭費 (1 件 : 5 万円)	138		6,900,000
精神・結核医療給付金	15,563		17,166,182

※ 1 件 : 4 8 万 8 千円。ただし産科医療補償制度加入者には 5 0 万円。

4. 国民健康保険事業費納付金

平成 3 0 年度より府が財政運営の責任主体となり、府は保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い（保険給付費等交付金の交付）、市は市町村ごとに決定された国民健康保険事業費納付金を府に納付することで、制度を安定化させることとなった。令和 6 年度の納付金の額は以下のとおりであった。

区 分	納付金額
一般被保険者医療給付費分	2, 4 3 4, 2 9 9, 8 6 4 円
退職被保険者等医療給付費分	7 7, 4 6 4 円
一般被保険者後期高齢者支援金等分	7 1 0, 6 1 8, 9 5 8 円
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	3 0, 3 8 2 円
介護納付金分	2 0 7, 9 0 6, 1 5 7 円
合 計	3, 3 5 2, 9 3 2, 8 2 5 円

5. 疾病予防事業

（１）特定健康診査・特定保健指導の実施

生活習慣病予防のため、特定健康診査を実施し、特定健康診査の結果から、生活習慣の改善の必

要性に応じて階層化（選別）を行い、積極的支援・動機付け支援が必要な対象者に対して利用案内を送付し特定保健指導を実施した。

① 特定健康診査

特定健康診査受診対象者 16,896 人に受診券を送付し、6,518 人が受診した。

② 特定保健指導

対象者に対して、保健師・管理栄養士による特定健康診査の結果説明や、生活習慣改善のための栄養指導・運動指導を行った。

	積極的支援	動機付け支援	計
対象者数（人）	57	300	357
初回面接実施者数（人）	1	14	15
保健指導実施者数（人）	16	63	79

* 特定健康診査等追加検査結果及び特定保健指導実施結果等のデータ化及び提出等並びに特定健康診査受診券作成及びデータ管理等の業務を委託

委託金額 3,448,610 円 契約相手方 株式会社メディテクノサービス

* 特定保健指導の利用勧奨の業務、ICTを活用した特定保健指導業務（Web 申込フォーム構築・運用費を含む）を委託

委託金額 1,864,225 円 契約相手方 シンクヘルス株式会社

令和 6 年度から新たに「私のからだ測定会」を開催。その際、電話で参加勧奨も行った。

（２）特定健康診査・特定保健指導未受診者等対策及び早期介入事業等の実施

特定健康診査の未受診者に対して、受診率向上を図るため 12,941 人に健診案内を送付し、受診を促した。また、電話による受診勧奨と未受診理由等の聞き取りを行い、個々の未受診理由に応じたアプローチを行った（架電件数 2,726 件）。これらの事業を年 2 回実施し、未受診者が受診の機会を損なうことの無いように対策を行った。

特定保健指導未利用者には電話勧奨を行った（架電件数 538 件）。また、早期介入事業として、特定健診受診者で、動機づけ支援、積極的支援レベルにならなかった人のうち希望者 67 人（オンライン参加者 12 人を含む）に高血圧・糖尿病予防教室を実施した。

早期からのフレイル予防に関する知識の普及啓発を目的として参加希望者 27 人にフレイル予防教室を実施した。

特定健診の結果、肥満のない高血圧、高血糖で要医療の人へ、通知と電話による医療機関受診勧奨を 74 人に行った。

委託金額 12,260,600 円 契約相手方 ジェイエムシー株式会社大阪支店

（３）重複多剤服薬者への保健指導事業

対象期間内のレセプトデータを基に、同一月に複数の医療機関から同じ薬効の薬剤の処方を受けている重複服薬者や同一月に 6 種類以上の薬剤の処方を受けている多剤服薬者を抽出・分析した上で、医師会より助言を受け対象者に薬剤名を含む通知を送付後、電話による保健指導を行い、適正な医療の受診を促し、健康管理について啓発した。文書による通知を対象者 31 人に送付し、電話による保健指導を 16 人に実施した。

委託金額 1,079,320 円 契約相手方 株式会社データホライゾン

（４）糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症などの患者 10 人に、かかりつけ医師と連携しながら、面談や電話により生活習慣の改善を促し、重症化を遅らせ人工透析などの高額な医療費を抑える目的で実施した。また、糖尿

病治療中断者及び未治療者 57 人に受診勧奨通知を行い、26 人に電話による受診勧奨を実施した。

委託金額 3,100,350 円 契約相手方 株式会社データホライゾン

令和 6 年度も糖尿病性腎症病期分類の病期が第 3 期（顕性腎症期）から第 4 期（腎不全期）にある者を対象とし、定員に満たない場合は、第 1 期（腎症前期）から第 2 期（早期腎症期）に該当する者も加えた。

（５）高齢者保健事業の一体的実施事業

市民の健康寿命の延伸を目的として、市の介護予防の取り組みや国民健康保険制度の保健事業及び、後期高齢者医療制度の保健事業を連携し、フレイル等の高齢者の特性を踏まえた高齢者の保健事業と市における介護予防事業等とを一体的に実施した。

① ポピュレーションアプローチ

40 歳以上が参加する高齢者の通いの場に、専門職（保健師、看護師、歯科衛生士など）が
出向き、健康教育と健康相談を実施した。

② ハイリスクアプローチ

低栄養状態の可能性がある 65 歳以上の高齢者に生活健康相談（やせすぎ予防）の案内を送付し、専門職（保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士など）が電話や訪問などで相談支援を行った。

委託金額 3,520,000 円 契約相手方 社会福祉法人博光福祉会（東部地域包括支援センター）

委託金額 3,520,000 円 契約相手方 社会福祉法人長野社会福祉事業財団（中部包括支援センター）

委託金額 3,520,000 円 契約相手方 医療法人生登会（西部地域包括支援センター）

（６）人間ドック給付事業

疾病の重症化及び長期化予防対策として、早期発見・早期治療を目的とした総合健康診断（人間ドック）の受診啓発を行い、健康管理への関心を高め被保険者の健康の保持増進を図った。

総合健康診断（人間ドック）給付費合計 30,236,882 円

受診機関名		青山第二病院	寺元記念病院	富田林病院	PL病院	ベルクリニック	みどり健康 管理センター	府中クリニック	大阪警察病院付属 人間ドッククリニック	大野クリニック	コナソメディカル 鳳総合健診センター	関西労働保健協会	榎本病院	計
（再掲：頭部検査受診者数） 受診者数	男	8人 (4人)	102人 (40人)	33人 (18人)	88人 (42人)	44人 (19人)	3人 (0人)	2人 (1人)	18人 (10人)	26人 (6人)	7人 (1人)	1人 (0人)	7人 (7人)	339人 (148人)
	女	5人 (1人)	64人 (15人)	33人 (16人)	117人 (52人)	62人 (23人)	2人 (0人)	2人 (2人)	15人 (12人)	27人 (11人)	8人 (0人)	3人 (0人)	5人 (2人)	343人 (134人)

6. 保健事業

（１）健康管理対策

被保険者に対し、国民健康保険制度の趣旨・内容をはじめ国民健康保険事業全般にわたっての知

識の啓発と健康管理対策として、加入全世帯を対象に年６回の医療費通知及び国民健康保険制度パンフレット等の配付を実施した。

① 医療費通知 総通知件数 67,497 件

② パンフレットの作成及び配付

題 目	作 成 部 数
国保と健康のしおり	18,000 部

（２）ジェネリック医薬品変更差額通知事業の実施

生活習慣病などの疾病により定期的に服薬している被保険者のうち、ジェネリック医薬品に変更することで自己負担額（月額）を２５０円以上削減できる者に対し、変更による差額通知書を年３回送付し、ジェネリック医薬品の啓発と給付費の削減に努めた。

送付延べ件数 3,824 件

委託金額 1,795,200 円 契約相手方 株式会社メディブレーション

（３）アスマイル推進事業

大阪府が実施する健康サポートアプリ「おおさか健活マイレージアスマイル」を活用し、特定健康診査を受診した国民健康保険被保険者に電子マネー等と交換できるポイントを付与することで、特定健康診査の受診率向上を図った。

また、被保険者に本事業への参加を促すため、健康推進課と連携して、市民サロン等において健康サポートアプリの使い方や活用方法についての個別相談会を実施する等、アスマイル事業の普及啓発に取り組んだ。

特典付与件数 2,109 件 付与金額 6,307,710 円

７．財政調整基金積立金

前年度からの繰越金及び基金運用収入を国民健康保険事業運営に必要な財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金に積み立てた。また、令和６年度は大阪府の事業費納付金算定において想定されていた被保険者数が、実績では見込みを下回り、事業費納付金に不足が生じたため、

１．２２億円の基金とりくずしを行った。

令和５年度末	基金現在高 ①	:	659,954,020 円
令和６年度	基金積立金 ②	:	4,740,196 円
令和６年度	基金とりくずし金 ③	:	122,000,000 円
令和６年度末	基金現在高（①＋②－③）	:	542,694,216 円

土地取得特別會計

土地取得特別会計

公用もしくは公共用に供する土地または、公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するために、市債及び土地開発基金から貸付けを受け、事業の円滑な執行を図ってきた。

現在保有している土地は、市債及び土地開発基金からの借入金と利子等によって取得した土地で、保有状況は次のとおりである。

＜令和6年度末土地保有状況＞

内 容	面 積 (㎡)	金 額 (円)
松ヶ丘中町公共用地	2, 3 8 3. 3 7	3 0 6, 0 1 3, 6 8 0
大師町調整池進入路用地	8 6. 5 9	7, 0 7 4, 4 0 3
公共施設用地（長野町）	5, 2 7 8. 8 7	2, 5 4 2, 2 3 5, 1 6 0
合 計	7, 7 4 8. 8 3	2, 8 5 5, 3 2 3, 2 4 3

＜土地開発基金の状況＞

基金の残高は、令和6年度末現在は1, 0 7 4, 5 0 9, 1 6 0円である。

部落有財産特別会計

部落有財産特別会計

1. 部落有財産管理事業

部落有財産管理事業

部落有財産基金を適正に管理し、各地区の公共財産の維持に寄与した。

① 公共施設維持管理交付金の交付

各地区の水利の維持管理及び地区内の公共事業に要する経費に充てるため、基金から生じた利子を各地区に交付した。

(単位：円)

基金名	交付対象地区名	交付金額	基金残高 (年度末時点)
市地区部落有財産基金	市地区	38,772	96,098,000
原地区部落有財産基金	原地区	4,021	16,000,000
合 計		42,793	112,098,000

② 部落有財産基金の取崩し

下記の公共事業等を実施するため、部落有財産基金を取崩し、各地区に交付した。

(単位：円)

基金名	年度当初の 基金残高	取崩額	事業内容	基金残高 (年度末時点)
市地区部落有財産基金	96,438,000	340,000	会館管理運営事業 (老人センター等の 管理運営費に充当)	96,098,000

介護保険特別会計

介護保険特別会計

1. 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支え合う仕組みであり、介護が必要になっても地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援するために、平成12年度に創設され、その後、幾度かの制度改正を重ねつつ、今日に至っている。

引き続き、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための「地域包括ケアシステムの更なる深化」に向け、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備の推進」など地域支援事業の充実を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を高めるため、低所得者の保険料軽減、施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」などを継続して実施した。

2. 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険の保険給付を円滑に実施するため各自治体が策定する計画であり、3年毎に見直し、サービス供給量・給付費と介護保険料を設定する。本市では、高齢者保健福祉計画と併せて策定することにより、高齢者施策の全体像を示す計画としている。

「第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）では、「長寿社会を支える仕組みをつくる」、「健やかで安心できる暮らしを支援する」、「生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する」の3つを基本理念とし、その実現に向け施策の推進に努めることとしている。

3. 財源構成（第9期事業計画期間）

内訳		介護給付費		地域支援事業費	
		居宅給付	施設給付	介護予防事業・総合事業	包括・任意事業
第1号被保険者		23.0%		23.0%	23.0%
第2号被保険者		27.0%		27.0%	—
国	調整交付金	5.0%		5.0%	—
	負担金・交付金	20.0%	15.0%	20.0%	38.5%
府	負担金・交付金	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
市	負担金・交付金	12.5%		12.5%	19.25%

1. 介護一般管理事業・地域支援一般管理事業

介護保険事業の適正運営

持続可能な介護保険制度の構築は、介護保険制度の信頼感を高める上で不可欠である。

そのため将来にわたって介護が必要な人が安心して適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度の適切な運営に努めた。

主な支出項目

・ 介護保険システム機器賃借料 10,941,900 円

- (うち地域支援事業分 2,608,980 円)
- ・介護保険電算処理業務委託料 11,264,550 円
受託者：株式会社日立システムズ関西支社
介護保険にかかる電算処理業務、システム改修業務を委託
 - ・通信運搬費（各種郵送料など） 2,814,309 円
 - ・窓口等アウトソーシング業務委託料 38,276,700 円
受託者：株式会社日本旅行大阪法人営業統括部

2. 介護福祉事業

社会福祉法人による利用者負担軽減助成事業

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図った。

① 軽減の割合

介護サービス利用料自己負担額、食費、居住費等の原則 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

② 対象施設

指定介護老人福祉施設、短期入所生活介護、訪問介護、通所介護など

事業実施法人 5 法人（うち、助成対象 2 法人）

助成金 126,000 円

3. 賦課徴収事業

(1) 第 1 号被保険者の保険料の賦課・徴収

介護保険事業に要する費用に充てるため、第 1 号被保険者（65 歳以上）に対し、介護保険料を賦課し徴収した。

<所得段階別保険料額>

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料年額（円）	被保険者（人）
第 1 段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者		基準額 × 0.285	20,451	5,720
	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が ^ア	80 万円以下の人			
第 2 段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が ^ア	80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.435	31,215	2,759
第 3 段階		120 万円を超える人	基準額 × 0.685	49,155	2,329
第 4 段階	市民税課税世帯に属する本人市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が ^ア	80 万円以下の人	基準額 × 0.85	60,996	4,903
第 5 段階		80 万円を超える人	基準額	71,760	4,414
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が ^ア	135 万円未満の人	基準額 × 1.10	78,936	4,964

第 7 段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が	135 万円以上 220 万円未満の人	基準額 ×1.25	89,700	6,063
第 8 段階		220 万円以上 330 万円未満の人	基準額 ×1.50	107,640	2,653
第 9 段階		330 万円以上 420 万円未満の人	基準額 ×1.70	121,992	1,043
第 10 段階		420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 ×1.80	129,168	526
第 11 段階		520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 ×1.90	136,344	248
第 12 段階		620 万円以上 800 万円未満の人	基準額 ×2.00	143,520	242
第 13 段階		800 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額 ×2.10	150,696	149
第 14 段階		1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	基準額 ×2.20	157,872	194
第 15 段階		1,500 万円以上の人	基準額 ×2.30	165,048	222
			被保険者数合計 (令和 7 年 3 月 31 日現在)		36,429

(2) 保険料の収納対策

保険料徴収は介護保険制度の根幹であることから、制度や保険料の意義についてお知らせするとともに、滞納者に対し、文書催告のほか、電話催告や戸別訪問を実施し、保険料の収納に努めた。

<収納状況>

区 分	調定額（円）	収納額（円）	収納率
現 年 度 分	2,495,518,759	2,488,541,186	99.72%
特別徴収※	2,279,700,738	2,279,700,738	100.00%
普通徴収※	215,818,021	208,840,448	96.77%
滞納繰越分	15,342,220	4,271,040	27.84%

- 〔 ※ 特別徴収…年金保険者に保険料を徴収させ、市に納入させる方法。
 ※ 普通徴収…納付義務者から直接徴収する方法。 〕

(3) 保険料の還付・充当

過年度分の過誤納金を対象者に還付もしくは未納金に充当した。

155件 1,933,648円

4. 介護認定審査会事業

介護認定審査会事業

被保険者が、介護保険給付の対象となる要介護・要支援状態にあるかどうか、あるとすればどの程度であるかといった判定を行うことが要介護認定であり、被保険者からの要介護・要支援認定申請に基づく認定調査の一次判定結果及び特記事項、主治医意見書により、対象者が適切なサービス受けられるよう要介護・要支援の審査及び判定を公平・公正に行った。

① 介護認定審査会の設置

介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的として、審査・判定の実務を行う合議体を10合議体設置し、保健・医療・福祉の学識経験者計40名を委員として任期を2年と定め任命し

ている。

② 介護認定審査会の開催

介護認定調査員が、訪問・面接して認定調査を行うとともに、主治医の意見を求め、要介護状態区分等に関する審査・判定を実施した。

ア. 介護認定審査会開催数及び審査件数 207回 5,634件

イ. 主な支出項目

- ・ 介護認定審査会委員報酬 18,240,000円
- ・ 介護認定審査会支援システム賃貸借 2,574,000円

5. 認定調査等事業

(1) 認定調査事業

要介護・要支援認定申請者に対し、日常生活動作や問題行動の状況などの認定に必要な調査を実施し、要介護・要支援認定の公平性を確保した。また、認定調査の公平・公正の観点から、更新申請などの従来の委託調査に加え、新規申請は市が調査を行った。

① 認定調査件数

- ・ 市認定調査員による調査 3,520件
- ・ 他市に依頼した調査 34件
- ・ 委託先調査員による調査 2,150件

② 主な支出項目

- ・ 主治医意見書作成料 27,386,700円
- ・ 介護認定調査等業務委託料 8,368,815円

受託者：市内 19事業所 市外 44事業所 計 63事業所

介護保険認定に必要な認定調査業務について一部を委託

(2) 要介護（要支援）認定者数

	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合計
男	474	312	786	604	477	322	279	167	1,849	2,635
女	1,034	776	1,810	1,070	795	646	598	458	3,567	5,377
計	1,508	1,088	2,596	1,674	1,272	968	877	625	5,416	8,012

※令和7年3月31日現在、第2号被保険者含む

6. 居宅介護サービス給付

(1) 居宅介護サービス費の支給

要介護被保険者の在宅での生活を支援するため、ケアプラン作成や訪問介護・通所介護などの在宅サービス、住宅改修などの費用について保険給付を行った。

① 居宅介護サービス受給者数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,267	1,036	675	508	309	3,795
第2号被保険者	17	25	13	6	8	69

総	数	1,284	1,061	688	514	317	3,864
---	---	-------	-------	-----	-----	-----	-------

※令和7年3月31日現在

② 給付費区別支給件数及び給付額

給付費区分	支給件数	給付額（円）
居宅介護サービス給付費	111,487	5,274,569,647
居宅介護サービス計画給付費	43,543	713,637,144
居宅介護住宅改修費	417	36,835,576
居宅介護福祉用具購入費	487	17,653,458
合 計	—	6,042,695,825

（２）サービス種類別居宅介護サービス給付費

要介護被保険者が受けた居宅介護サービスに要した費用について、審査を行ったうえで、居宅介護サービス給付費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
訪問介護	19,629	1,660,371,958
訪問入浴介護	622	38,396,252
訪問看護	11,508	458,552,226
訪問リハビリテーション	1,463	51,032,089
通所介護	14,089	867,807,691
通所リハビリテーション	5,610	413,038,994
福祉用具貸与	28,165	347,501,804
短期入所生活介護	5,728	871,854,484
短期入所療養介護	680	60,106,535
居宅療養管理指導	22,310	182,408,456
特定施設入居者生活介護※	1,683	323,499,158
合 計	—	5,274,569,647

※短期利用を含む

7. 施設介護サービス給付

（１）施設介護サービス給付費の支給

要介護被保険者のうち、在宅での生活が困難となり、介護保険施設に入所した者に対して、施設介護サービス費を支給した。

① 施設介護サービス受給者数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
介護老人福祉施設	0	3	89	140	147	379
介護老人保健施設	27	39	52	83	26	227
介護医療院	0	0	1	1	3	5
総 数	27	42	142	224	176	611

※令和7年3月31日現在

② 給付費区分別支給件数及び給付額

給付費区分	支給件数	給付額（円）
施設介護サービス給付費	8,036	2,246,976,347

（２）サービス種類別施設介護サービス給付費

要介護被保険者が受けた施設サービスに要した費用について、審査を行ったうえで、施設介護サービス給付費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護老人福祉施設	4,804	1,329,519,211
介護老人保健施設	3,036	884,895,313
介護医療院	196	32,561,823
合 計	-	2,246,976,347

８．高額介護サービス費給付

高額介護サービス費給付

要介護被保険者が日常生活を営むことができるよう、必要な居宅サービス又は施設サービスに要した介護保険サービス利用者負担額の合計額が、上限額を超えて高額になったときに費用負担の軽減を行った。

① 利用者負担上限額（月額）

要件	上限額（円）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100（世帯）
課税所得 380 万円以上 690 万円未満（年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）の方	93,000（世帯）
市民税課税世帯で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600（世帯）
老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	24,600（世帯） 15,000（個人）
生活保護受給者の方等	15,000（個人）

② 支給件数及び給付額

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額介護サービス費	20,512	294,721,717

９．地域密着型介護サービス給付

（１）地域密着型介護サービス費の支給

要介護被保険者が、その居住する地域において、自身の有する能力に応じ、自立した日常生活を

営むことができるよう地域密着型介護サービス費を支給した。

① 地域密着型サービス受給者数

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	237	202	194	140	91	864
第 2 号被保険者	4	2	1	2	0	9
総 数	241	204	195	142	91	873

※令和 7 年 3 月 3 1 日現在

② 給付費区別支給件数及び給付額

給付費区分	支給件数	給付額（円）
地域密着型介護サービス給付費	12,103	1,453,518,585

（２）サービス種類別地域密着型介護サービス給付費

要介護被保険者が受けた地域密着型介護サービスに要した費用について、審査を行ったうえで、地域密着型介護サービス費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
認知症対応型共同生活介護※	1,360	377,077,353
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,066	327,554,598
認知症対応型通所介護	1,549	152,357,097
小規模多機能型居宅介護	1,114	74,763,196
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	665	110,430,666
看護小規模多機能居宅介護※	385	97,387,439
地域密着型通所介護	5,964	313,948,236
合 計	—	1,453,518,585

※短期利用を含む

10. 介護予防サービス給付

（１）介護予防サービス費の支給

要支援被保険者の在宅での生活を支援するため、ケアプラン作成や訪問介護・通所介護などの在宅サービス、住宅改修などの費用について保険給付を行った。

① 介護予防サービス受給者数

	要支援 1	要支援 2	計
第 1 号被保険者	462	519	981
第 2 号被保険者	3	9	12
総 数	465	528	993

※令和 7 年 3 月 3 1 日現在

② 給付費区別支給件数及び給付額

給付費区分	支給件数	給付額（円）
介護予防サービス給付費	14,048	209,891,839
介護予防サービス計画給付費	11,034	52,216,831

介護予防住宅改修費	369	37,555,235
介護予防福祉用具購入費	181	5,689,699
合 計	—	305,353,604

(2) サービス種類別介護予防サービス給付費

要支援被保険者が受けた介護予防サービスに要した費用について、審査を行ったうえで、介護予防サービス給付費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防訪問看護	1,682	44,744,664
介護予防訪問リハビリテーション	264	6,868,072
介護予防通所リハビリテーション	2,383	79,639,948
介護予防福祉用具貸与	8,405	51,136,396
介護予防短期入所生活介護	49	1,391,359
介護予防短期入所療養介護	12	297,463
介護予防居宅療養管理指導	965	5,998,332
介護予防特定施設入居者生活介護	288	19,815,605
合 計	—	209,891,839

11. 地域密着型介護予防サービス給付

(1) 地域密着型介護予防サービス費の支給

要支援被保険者が、その居住する地域において、自身の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型介護予防サービス費を支給した。

① 地域密着型介護予防サービス受給者数

	要支援 1	要支援 2	計
第 1 号被保険者	0	2	2
第 2 号被保険者	0	0	0
総 数	0	2	2

※令和 7 年 3 月 3 1 日現在

② 給付費区別支給件数及び給付額

給付費区分	支給件数	給付額（円）
地域密着型介護予防サービス給付費	34	1,562,277

(2) サービス種類別地域密着型介護予防サービス給付費

要支援被保険者が受けた地域密着型介護予防サービスに要した費用について、審査を行ったうえで、地域密着型介護予防サービス費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防認知症対応型通所介護	22	1,382,090
介護予防小規模多機能型居宅介護	12	180,187

合 計	—	1,562,277
-----	---	-----------

12. 高額介護予防サービス費給付

高額介護予防サービス費給付

要支援被保険者が日常生活を営むことができるよう、必要な介護予防サービスに要した介護保険サービス利用者負担額の合計額が、上限額を超えて高額になったときに費用負担の軽減を行った。

① 利用者負担上限額（月額）

※高額介護サービス費給付参照

② 支給件数及び給付額

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額介護予防サービス費	159	223,566

13. 特定入所者介護予防サービス費給付

特定入所者介護予防サービス費給付

介護保険施設等で介護予防短期入所生活介護等を利用した場合、介護費用だけでなく、食費や光熱水費などの滞在費がかかる。

低所得者について、負担増により介護予防短期入所生活介護等のサービスが利用できなくなることを避けるため、世帯全員が市町村民税非課税等の要件を満たす場合、食費と滞在費の一部について、下表の区分に応じた「負担限度額」を段階ごとに設定し、この「負担限度額」と実際にかかる食費（基準費用額）及び滞在費との差額を「特定入所者介護予防サービス費」として支給した。

① 負担限度認定者数

※特定入所者介護サービス費給付参照

② 給付実績

サービス種別	支給件数	給付額(円)
特定入所者介護予防サービス費	12	33,822

14. 特定入所者介護サービス費給付

特定入所者介護サービス費給付

介護保険施設（短期利用含む）に入所した場合は、介護費用だけでなく、食費や光熱水費などの居住費がかかる。

低所得者について、負担増により施設に入所できなくなることを避けるため、世帯全員が市町村民税非課税であり、預貯金等が一定額以下である等の要件を満たす場合、食費と居住費の一部について、下表の区分に応じた「負担限度額」を段階ごとに設定し、この「負担限度額」と実際にかかる食費（基準費用額）及び居住費との差額を「特定入所者介護サービス費」として支給した。

① 負担限度額認定者数

区分	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院	地域密着型介護 老人福祉施設 入居者生活介護	その他 (短期利用)	計
----	--------------	--------------	-------	------------------------------	---------------	---

第1段階	5	9	0	0	40	54
第2段階	50	19	1	3	77	150
第3段階①	44	28	0	1	74	147
第3段階②	130	54	2	6	230	422
計	229	110	3	10	421	773

※介護予防（要支援）含む

※令和7年3月31日現在

② 給付実績

サービス種別	支給件数	給付額(円)
特定入所者介護サービス費	7,011	163,744,689

15. 高額医療介護合算給付

高額医療合算介護（予防）サービス費給付

要介護（支援）被保険者が受けた介護保険サービス及び医療に要した費用の合計額が著しく高額であるときは、請求により審査を行ったうえで、高額医療合算介護（予防）サービス費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額医療合算介護予防サービス費	33	329,273
高額医療合算介護サービス費	1,373	46,088,820

16. 審査支払手数料

（１）審査支払手数料

介護保険給付において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払いについては、法令に基づき国民健康保険団体連合会へ委託している。

（２）審査支払手数料の支払い

令和6年度においては、下記のとおり介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払いを国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払いに要する手数料を支払った。

件数及び金額

審査支払件数 197,935 件

審査支払手数料 9,275,222 円

17. 介護予防・生活支援サービス事業

（１）介護予防相当サービス事業費・基準緩和型サービス事業（サービスA事業）費の支給

事業対象者※及び要支援被保険者の、在宅での生活を支援するため、従来の介護予防給付サービスとして行われてきた訪問介護・通所介護サービスとともに、従事者等の資格基準を緩和したサー

ビスの実施にかかる費用を支給した。

① サービス受給者数

- ・事業対象者 136人
- ・要支援1 542人
- ・要支援2 545人

サービス種類別支給件数及び給付額

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防訪問介護相当サービス事業	6,295	100,060,146
訪問型サービスA事業	4	37,799
介護予防通所介護相当サービス事業	9,248	197,326,501
通所型サービスA事業	666	8,101,824
合 計	16,213	305,526,270

※令和7年3月31日現在

※ 事業対象者

…要介護・要支援認定を受けていない高齢者に、生活機能を評価する「基本チェックリスト」を実施し、地域包括支援センター職員の面談によって、介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要と判定された対象者

（２）高額総合事業サービス費給付等

総合事業サービスに要した利用者負担額の合計額が、上限額を超えて高額になった対象者に費用負担の軽減を行った。（利用者負担上限額（月額）については、高額介護サービス費給付参照）

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額総合事業サービス費	222	540,456

また、総合事業サービス、介護保険サービス及び医療に要した費用の合計額が、上限額を超えて高額になった対象者に費用負担の軽減を行った。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
高額医療合算総合事業サービス費	42	508,183

※令和7年3月31日現在

（３）訪問型サービスB事業

住民主体の担い手による家事援助サービスを行う団体に対して、運営経費の一部として補助金を交付した。

負担金、補助及び交付金 13,000 円

【補助対象団体】 公益社団法人 河内長野市シルバー人材センター

【補助金額】 サービス1回あたり 500 円

【利用人数】 3 人 【延利用回数】 26 回

（４）訪問型サービスC事業

事業対象者及び要支援認定者を対象に、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士）が自宅を訪問し、生活機能改善に向けた指導・助言などの支援を行った。

委託料 5,154,991 円

受託者 株式会社リニエ Heart、株式会社カラダのミカタ訪問看護ステーション喜仙

【利用人数】38人 【利用延人数】352人

(5) 通所型サービスC事業

事業対象者及び要支援認定者を対象に、通所介護施設等においてトレーニング機器を使った短期集中型（3ヶ月間）の介護予防事業を実施した。

委託料 8,559,865円

受託者 医療法人ラポール会、株式会社M&C、

医療法人生登会かわちながの介護老人保健施設てらもと総合福祉センター

【利用人数】128人 【利用延人数】1,299人（事前・事後訪問含む）

18. 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業費の支給

事業対象者及び要支援認定者が受けた介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）に要した費用について、審査を行った上で、介護予防ケアマネジメント費を支給した。

＜支給件数及び給付額＞

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防ケアマネジメント事業	9,979	47,585,209

19. 一般介護予防事業

(1) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みの機能強化を図るために、自立支援会議、地域包括支援センター、地域団体等にリハビリテーション専門職を派遣し、自立支援のための助言等を実施した。

報償費 1,722,000円

【自立支援会議】 年間9回実施 検討ケース数14件

【訪問指導】リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士）

年間81回実施 訪問件数109件

【健康教育・健康相談】30回

(2) 介護予防普及啓発事業

① 介護予防教室

65歳以上のすべての市民を対象に介護予防教室を市民交流センターで開催した。

委託料 567,600円

受託者 株式会社 OSU Health Support Academy

種類	回数	参加実人数	参加延人数
あたまとからの元気教室 ～レッツコグニサイズ～	12回コースを1教室	34	342

② スマートスピーカーの見守り機能を活用した介護予防事業

インターネット接続されたスマートスピーカーを設置し、対象者の日常生活の状況の確認や体操動画の配信等を行い、継続した介護予防活動を支援した。

参加者数 64 人
受託者 日本郵便株式会社 委託料 3,311,202 円
作業療法士報償費 100,000 円

20. 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業

地域包括ケアシステム構築に向けて、医療と介護・福祉に係る支援関係機関等の連携体制の強化を図るため、次の事業を実施した。

① 在宅医療・介護連携支援センター事業

河内長野市医師会に委託し、在宅医療・介護連携に関する相談支援、多職種連携推進ツールの作成や多職種専門職への情報提供等を実施した。

委託料 12,160,000 円

受託者 一般社団法人 河内長野市医師会

【研修会】

・医療・介護連携研修会 開催回数 1回 参加者数 42人

【ブルーカードシステム（病状急変時対応システム）】

・連携病院 6病院

・協力病院 10病院

・登録医数 43人

・ブルーカード発行件数（新規） 29件

② 地域ケア推進事業

医療・介護・福祉関係機関の連携推進による地域のネットワークづくりと市民への啓発を行う河内長野市地域ケア推進事業実行委員会に対し、補助金を交付した。

主な事業：いきいきフェスタ

補助金額：143,251 円

21. 認知症施策推進事業

（１）認知症初期集中支援事業

適切な医療や介護の支援を受けていない認知症の人、またはその疑いのある人やその家族を対象に、複数の専門職により構成した「認知症初期集中支援チーム（おれんじチーム）」が支援方法を検討し、自立生活に向けて短期集中的にサポートする事業を実施した。

報償費 630,000 円

・チーム数 3チーム（各地域包括支援センターに設置）

・支援件数 18件

・チーム員会議 開催回数 9回

（２）認知症施策推進事業

認知症になってもいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族の総合的・継続的支援体制の構築を図った。

推進員配置数 3人

委託料 18,480,000円

受託者 社会福祉法人 博光福祉会、社会福祉法人 長野社会福祉事業財団、医療法人 生登会

(3) 認知症ケア向上研修

介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、研修会を開催した。

認知症専門職研修 1回目参加人数 26人 2回目参加人数 22人 報償費 24,000円

(4) 認知症家族介護者教室

認知症の人の家族が、認知症や介護に関する知識を得て、対応力を高めるために、教室を開催した。

認知症家族介護者教室 2回 参加人数 18人 報償費 24,000円

22. 家族介護支援事業

(1) 家族介護支援事業

家族介護者の精神的負担を軽減し、心身の健康を保持することで虐待等を未然に防ぐとともに、良好な介護環境を保ち在宅介護が維持できるよう、介護技術の習得や介護者の健康づくり及び交流会等を行う「介護の知恵袋」を実施した。また、各地域にて家族介護者の交流会を目的とした「介護の知恵袋ミニ」を開催した。

委託料 100,000円

受託者 社会福祉法人 博光福祉会、社会福祉法人 長野社会福祉事業財団、医療法人 生登会

【介護の知恵袋】

・開催回数 3回 参加者延べ人数 46人

【介護の知恵袋ミニ】

・開催回数 6回 参加者延べ人数 70人

(2) 認知症高齢者家族支援事業

①認知症高齢者SOSネットワーク事業

認知症高齢者が外出し、行方不明となった場合に、介護保険事業所や医療機関、公共交通機関や商店等の協力機関及び協力員、近隣市町村等で構成する「認知症高齢者SOSネットワーク」を活用し、高齢者の早期発見と安全確保に取り組んだ。

また、SOSネットワーク利用登録者には保護された際に速やかに身元確認ができるよう、靴など履物に貼付する「早期発見ステッカー」を作成し配布した。

・発信要請 12件（近隣市町村民を含む） 事前登録者数 150人 協力機関 210ヵ所
通信運搬費 32,296円 消耗品費 165,550円

②認知症講演会

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症の人への理解を深め、認知症の人や家族への支援を行うため、講演会を開催した。

・開催回数 1回 参加人数 65人 報償費 34,000円

23. 地域高齢者支援事業

（１）認知症サポーター等養成事業

① 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し支援の担い手となる人を増やし、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するため、認知症サポーター※養成講座を開催した。

講座名	回数	受講者数
認知症サポーター養成講座	12	327

※ 認知症サポーター

…国の認知症キャンペーンの一環で養成しており、認知症のことを正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人。

② 認知症パートナーフォローアップ研修

認知症の人や家族を支援するボランティアである認知症パートナーが認知症カフェや介護保険施設等での傾聴や、散歩等の個別支援を行うための活動支援を行った。

認知症パートナーフォローアップ研修 2回 参加人数 37人 報償費 24,000円

（２）住宅改修指導事業

高齢者が住宅の改修を行う際、安全に生活できるよう、作業療法士による住宅改修に関する助言、指導、相談を行った。

相談実施件数 2件 報償費 140,000円

（３）配食サービス事業

「食」に関して支援が必要になったひとり暮らし高齢者（昼間独居の高齢者も含む）や、高齢者のみの世帯の人に対し、地域担当のデイサービスセンター職員等が自宅を訪問し、心身の状況、生活環境等を把握しながら食関連サービスの利用調整を定期的に行い、配食サービスを訪問実施することにより、食生活の安定と改善を通して健康の維持向上及び高齢者の安否確認を行った。

委託料 6,307,870円 配食用食器購入 148,126円

＜配食サービス事業実績一覧＞

受託者	登録者数（人）	配食数（食）	委託料（円）
社会福祉法人 博光福祉会 寿里苑デイサービスセンター	47	4,728	1,501,680
社会福祉法人 長野社会福祉事業財団 デイサービスセンターふれあいの丘	59	4,120	1,311,200
社会福祉法人 天聖会老人 デイサービスセンター翠浩苑	47	3,600	1,180,000
社会福祉法人 博光福祉会 寿里苑加賀田デイサービスセンター	67	3,963	1,294,530
ライフデリ河内長野店	31	3,266	1,020,460
計	251	19,677	6,307,870

※令和7年3月31日現在

（４）高齢者等総合見守りシステム運営事業

ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、熱中症警報や認知症高齢者などが外出した時の位置情報の検索等の機能を備えた緊急通報装置を高齢者宅に設置し、24時間体制で緊急時に対応できるシステムの運営を行った。

登録者数 746人（設置台数707台） ※令和7年3月31日現在

受託者 総合警備保障株式会社 委託料 21,158,370円

（５）成年後見制度利用支援事業

市長申立てにより成年後見制度を利用している低所得の高齢者に対して、成年後見人への報酬を助成した。

・報酬助成 ２件 扶助費 432,000 円

24. 介護保険任意事業

（１）介護給付等適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減することを通じ、介護保険制度の信頼感を高め、介護給付費の増大を抑制して持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的として、事業ごとに点検・調査等を行った。

① 適正化事業及び実施内容

適正化事業	実施内容
要介護認定の適正化	全件点検実施 5,704 件
ケアプラン点検等	点検件数 355 件 (住宅改修・福祉用具購入調査含む)
福祉用具貸与調査	貸与内容確認件数 231 件
医療情報の突合	毎月点検、過誤申立て件数 8 件、過誤金額 172,525 円
縦覧点検	毎月点検、過誤申立て件数 143 件、過誤金額 491,407 円
給付実績の活用	事業所への照会件数 26 件

（２）介護相談員派遣事業

介護保険サービスの質的な向上を目的として、介護相談員が定期的（各施設などに月に２回程度）に特別養護老人ホーム等の介護サービス提供の場を訪れ、利用者と事業者との橋渡し役となって、利用者の疑問や不安・不満に対応し、サービスの改善を図る。

介護相談員登録者数 ２０人

（３）住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対して、介護支援専門員等介護保険の住宅改修について専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、１件につき２千円の補助を行った。

＜支給件数及び補助金額＞

作成者	支給件数	補助金額（円）
介護支援専門員等	12	24,000

25. 総合事業審査支払手数料

総合事業審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護予防相当サービス事業等にかかる費用の請求に対する審査・支払いについては、法令に基づき大阪府国民健康保険団体連合会へ委託している。

令和6年度においては、下記のとおり介護予防相当サービス事業等にかかる費用の請求に対する審査・支払いを大阪府国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払いに要する手数料を支払った。

審査支払件数 26,202件 審査支払手数料 1,227,810円

26. 介護給付費準備基金積立金

(1) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、介護保険事業における保険給付の増加などによる財政需要に対応し、介護保険財政の年度間の均衡を保つことを目的として設置している。

介護保険の給付に要する費用に不足が生じた場合は、これを財源として取り崩して介護保険特別会計歳入に繰り入れ、剰余金が生じた場合は、同基金への積み立てを行い、計画期間中の財政運営を確保する他、次期計画期間における保険料に充当し軽減を図る。

(2) 介護給付費準備基金への積み立て

令和6年度においては、令和5年度の介護給付費負担金等の精算による追加交付などから、剰余金が生じ、この分について介護給付費準備基金に積み立てたが、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）により、介護保険料の上昇を抑えるため、基金の取り崩しを計画していたこともあり、結果として14,800千円を基金から取り崩し介護給付費に充当した。

＜介護給付費準備基金の状況＞

区 分	金額（円）	内 訳
令和5年度末基金現在高①	1,394,190,311	
令和6年度基金積立金②	7,507,831	令和5年度決算剰余金 3,978,810円
		介護給付費準備基金利子 1,025,957円
		国・府・支払基金精算金 2,503,064円
令和6年度基金取崩金③	14,800,000	歳入決算額 11,367,635,367円
		歳出決算額 11,367,058,538円
令和6年度末基金現在高 (①+②-③)	1,386,898,142	

27. 償還金

(1) 償還金の内容

国や大阪府、社会保険診療報酬支払基金から受ける介護給付費負担金、介護給付費交付金、地域支援事業交付金については、決算見込額に基づき当該年度に交付され、決算額確定後の翌年度において、精算を行う仕組みとなっている。

また、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）について、補助金交付確定後、補助事業者が消費税の確定申告を行うことにより補助事業に係る仕入れに際して支払った消費税の一部が還付されるため、その補助金相当額について市を経由し大阪府へ返還することとなっている。

(2) 介護給付費負担金等の精算

令和5年度で交付を受けた介護給付費負担金および介護給付費交付金について精算を行った。

(単位 円)

	所要額	受入済額	精算額	備考
国庫負担金	1,863,532,898	1,867,704,701	△4,171,803	返還
府費負担金	1,375,918,576	1,373,852,484	2,066,092	追加交付
支払基金交付金	2,691,236,611	2,675,949,000	15,287,611	追加交付

(3) 地域支援事業費交付金の精算

令和5年度で交付を受けた地域支援事業費交付金について精算を行った。

(単位 円)

	所要額	受入済額	精算額	備考
国交付金	177,200,108	182,046,882	△4,846,774	返還
府交付金	90,910,756	93,623,017	△2,712,261	返還
支払基金交付金	107,246,199	110,366,000	△3,119,801	返還

(4) 介護施設等整備事業補助金に係る返還金

令和4年度で交付確定した大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)について、補助事業者による消費税確定申告により還付された消費税にかかる補助金相当分を市経由にて大阪府へ返還した。

(単位 円)

補助内容 (補助対象施設)	交付確定額	返還額
簡易陰圧装置の設置 (医療法人生登会てらもとショートステイセンター)	4,125,000	33,407

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするため、国民皆保険を堅持しつつ、増大する医療費を安定的に賄う持続可能な制度を構築することを目的とし、その上で現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度となるよう、平成 20 年 4 月から老人保健制度に代わる独立した医療制度として創設された。

この制度は財政基盤の安定化を図るため、都道府県単位で全ての市町村が加入して設置する後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていくこととされ、大阪府では「大阪府後期高齢者医療広域連合（平成 19 年 1 月 17 日設置）」が運営している。

本市では高齢化が進み、特に人口に占める後期高齢者の構成比が上昇し続けており、令和元年度末には前期高齢者の構成比を上回っている。令和 7 年（2025 年）にはいわゆる「団塊の世代」が全員 75 歳以上を迎えることで、さらなる高齢化が予想される。

1. 後期高齢者医療窓口事業

広域連合では後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定・管理、被保険者証等の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行い、本市では保険料の徴収、各種申請や届出の受付などの窓口業務を行った。

後期高齢者医療特別会計は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき設置し、主に保険料の収支（徴収及び広域連合への納付）及び管理的経費を計上している。

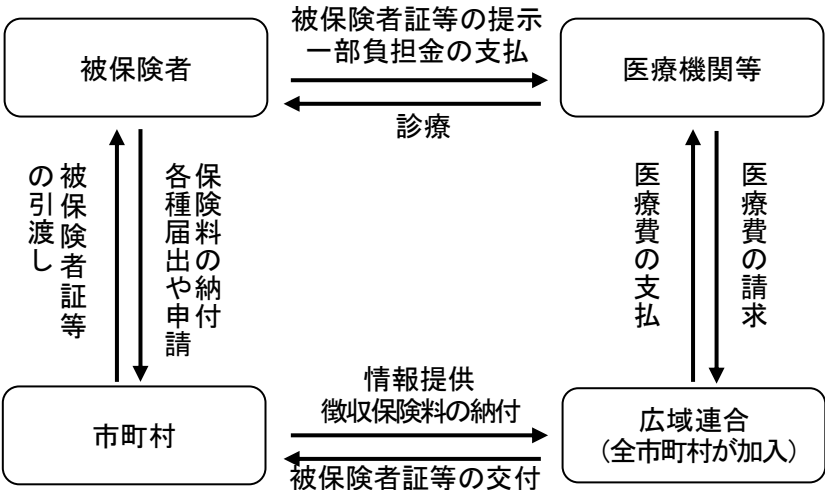
令和 7 年 3 月末 被保険者数 21,467 人 （前年度末比 +619 人 +3.0%）

（１）後期高齢者医療窓口事業

後期高齢者医療制度の運営全般は大阪府内の全ての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行い、各種申請や届出の受付などの窓口業務を市において次のとおり行った。

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- 後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付
- 保険料に関する申請の受付

（２）制度のしくみ



また、委託事業として、令和3年3月から窓口等アウトソーシング業務を開始した。

委託先：(株) 日本旅行大阪法人営業統括部

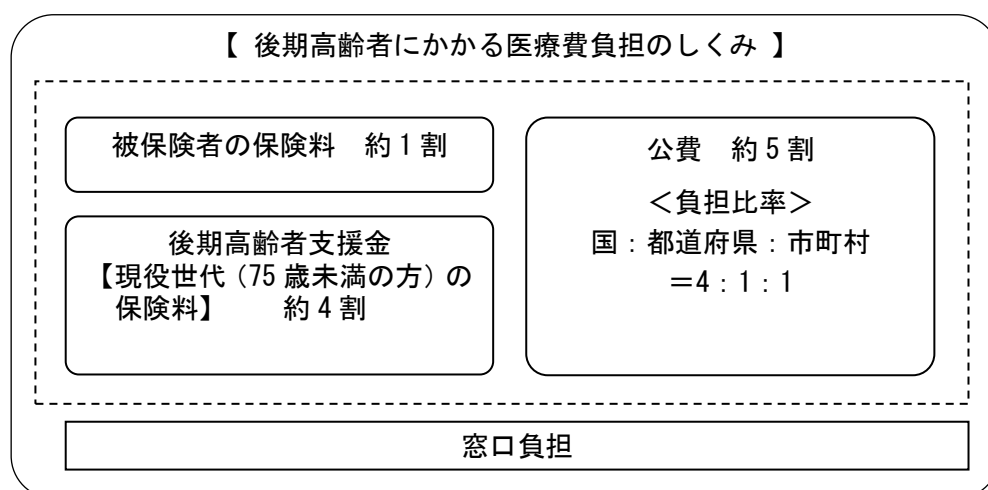
令和6年度分委託料

19,628,400 円

2. 後期高齢者医療保険料徴収事業

(1) 後期高齢者医療保険料徴収事業

後期高齢者医療制度は75歳以上の方々の医療を国民皆で支えるしくみであり、医療にかかる費用のうち窓口負担を除く部分について、公費（約5割）、現役世代（75歳未満の方）からの支援金（約4割）、被保険者からの保険料（約1割）によって負担した。



後期高齢者医療制度の財源のうち、約1割は被保険者から徴収される保険料で賄われる。保険料は広域連合が被保険者個人単位で賦課し、市が徴収した。保険料は所得に応じて賦課される「所得割」と受益に応じて等しく賦課される「被保険者均等割」により構成されており、さらに低所得者等への軽減措置が設けられている。

保険料の徴収は、年金からの特別徴収と納付書及び口座振替による普通徴収により実施した。

① 現年度分

区 分	調定額	収納額（還付未済額除く）	収納率
特別徴収分	1,338,941,206 円	1,338,941,206 円	100.00%
普通徴収分	987,497,319 円	980,686,741 円	99.31%
計	2,326,438,525 円	2,319,627,947 円	99.71%

② 過年度分

区 分	調定額	収納額（還付未済額除く）	収納率
普通徴収分	7,790,845 円	4,418,466 円	56.71%

(2) 保険料の減免

	その他の減免
件 数	21 件
金 額	1,883,468 円

3. 後期高齢者医療広域連合納付金

大阪府後期高齢者医療広域連合規約第 17 条に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第 105 条に定める市が納付すべき額（市が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）を納付した。

- ① 保険料市町村負担金 2,307,140,331 円
- ② 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 397,934,543 円

低所得者や被用者保険の被扶養者の保険料軽減部分に係る財源を大阪府と市が 3:1 の割合で負担し、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れた後、広域連合に納付した。